

○使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈（20160531 商局第 1 号）の一部を改正する規程案 新旧対照表
（改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える）

改 正	現 行（平成 2 9 年 3 月 3 1 日一部改正版）
制定 20160531 商局第 1 号 平成 2 8 年 6 月 1 7 日 一部改正 20161107 商局第 4 号 平成 2 8 年 1 1 月 3 0 日 一部改正 20161107 商局第 4 号 平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日 一部改正 20170323 商局第 3 号 平成 2 9 年 3 月 3 1 日 一部改正 <u>20200720 保局第 1 号</u> <u>令和 2 年 7 月 2 9 日</u>	制定 20160531 商局第 1 号 平成 2 8 年 6 月 1 7 日 一部改正 20161107 商局第 4 号 平成 2 8 年 1 1 月 3 0 日 一部改正 20161107 商局第 4 号 平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日 一部改正 20170323 商局第 3 号 平成 2 9 年 3 月 3 1 日 <u>(新設)</u>
使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈 経済産業省大臣官房 <u>技術総括</u> ・保安審議官 [略] 記 I. 使用前自主検査の方法 1. ～ 4. [略] 5. 風力発電所 （1）～（3）[略] （4）絶縁耐力試験 (a) 検査方法 電力回路や機器の使用電圧に応じて電技解釈第 1 4 条から第 1 6 条までに定められている試験電圧を印加する。 また、特別高圧の電路、変圧器の電路及び器具等の電路の絶縁耐力を電技解釈第 1 5 条第 4 号、第 1 6 条第 1 項第 2 号、 <u>第 1 6 条第 6 項第 3 号又は第 1 6 条第 6 項第 5 号</u> に基づき絶縁耐力試験を実施したことを確認できたものについては、常規対地電圧を電路と大地との間に連続して印加することができる。 なお、常規対地電圧とは、通常の運転状態で主回路の電路と大地との間に加わる電圧をいう。 [略] （5）～（8）[略] （9）負荷遮断試験 (a) 検査方法 発電設備出力の 1／4 負荷程度の運転状態で負荷遮断し、異常のないことを確認した後、4／4 負荷運転で試験を行う。 発電機電圧及び風車又は発電機の回転数等について、過渡変化を記録できる測定機器（発電所の構外に施設する監視制御装置等を含む。）により確認する。 <u>なお、発電設備内の交直変換装置について、必要な負荷運転での現地試験の実施が困難であった場合は、工場</u>	使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈 経済産業省大臣官房 <u>商務流通</u> 保安審議官 [略] 記 I. 使用前自主検査の方法 1. ～ 4. [略] 5. 風力発電所 （1）～（3）[略] （4）絶縁耐力試験 (a) 検査方法 電力回路や機器の使用電圧に応じて電技解釈第 1 4 条から第 1 6 条までに定められている試験電圧を印加する。 また、特別高圧の電路、変圧器の電路及び器具等の電路の絶縁耐力を電技解釈第 1 5 条第 4 号、第 1 6 条第 1 項第 2 号 <u>又は、第 1 6 条第 6 項第 3 号</u> に基づき絶縁耐力試験を実施したことを確認できたものについては、常規対地電圧を電路と大地との間に連続して印加することができる。 なお、常規対地電圧とは、通常の運転状態で主回路の電路と大地との間に加わる電圧をいう。 [略] （5）～（8）[略] （9）負荷遮断試験 (a) 検査方法 発電設備出力の 1／4 負荷程度の運転状態で負荷遮断し、異常のないことを確認した後、4／4 負荷運転で試験を行う。 発電機電圧及び風車又は発電機の回転数等について、過渡変化を記録できる測定機器（発電所の構外に施設する監視制御装置等を含む。）により確認する。

改 正	現 行（平成２９年３月３１日一部改正版）																						
<u>試験の結果から判断して支障ないと認められるものについては工場試験の記録により確認できるものとする。</u> （１０）[略] （１１）負荷試験（出力試験） (a) 検査方法 発電設備を可能な限り定格出力、定格電圧及び定格力率に保持して機器各部の温度上昇が飽和状態になるまで連続運転し、逆変換装置、変圧器等の異常な温度上昇、異常振動、異音等の有無及び高調波（電圧歪率）を測定機器（発電所の構外に施設する監視制御装置等を含む。）、警報の有無及び所内巡視等の方法により確認する。 連続運転中に巡視点検できない箇所については、連続運転終了後に実施する。 ただし、電技解釈第２０条に基づき温度上昇試験を実施したことを確認できた<u>電気器具及びＪＥＣ－２４７０（２００５）に基づく温度上昇試験を実施したことを確認できた交直変換装置</u>については、現地での負荷試験は省略できるものとする。 Ⅱ－１．使用前自己確認の方法 １．～３．[略] <u>４．風力発電所</u> <u>(1) 外観検査</u> <u>(a) 確認方法</u> <u>「Ⅰ．使用前自主検査の方法 ５．風力発電所 (1)外観検査」の規定に準ずる。</u> <u>(b) 判定基準</u> <u>「Ⅰ．使用前自主検査の方法 ５．風力発電所 (1)外観検査」の規定に準ずる。この場合において、「工事計画書」とあるのは「図面等」と読み替えるものとする。</u> <u>(2) その他の各種試験</u> <u>次の表の左欄に掲げる各種試験の確認方法及び判定基準については、同表の右欄に掲げる「Ⅰ．使用前自主検査の方法 ５．風力発電所」の各種試験の検査方法及び判定基準の規定に準ずる。</u> <table><tr><th><u>各種試験の種類</u></th><th><u>準用する「Ⅰ．使用前自主検査の方法 ５．風力発電所の各種試験</u></th></tr><tr><td><u>①接地抵抗測定</u></td><td><u>(2)接地抵抗測定</u></td></tr><tr><td><u>②絶縁抵抗測定</u></td><td><u>(3)絶縁抵抗測定</u></td></tr><tr><td><u>③絶縁耐力試験</u></td><td><u>(4)絶縁耐力試験</u></td></tr><tr><td><u>④保護装置試験</u></td><td><u>(5)保護装置試験</u></td></tr><tr><td><u>⑤遮断器関係試験</u></td><td><u>(6)遮断器関係試験</u></td></tr><tr><td><u>⑥総合インターロック試験</u></td><td><u>(7)総合インターロック試験</u></td></tr><tr><td><u>⑦制御電源喪失試験</u></td><td><u>(8)制御電源喪失試験</u></td></tr><tr><td><u>⑧負荷遮断試験</u></td><td><u>(9)負荷遮断試験</u></td></tr><tr><td><u>⑨遠隔監視制御試験</u></td><td><u>(10)遠隔監視制御試験</u></td></tr><tr><td><u>⑩負荷試験（出力試験）</u></td><td><u>(11)負荷試験（出力試験）</u></td></tr></table>	<u>各種試験の種類</u>	<u>準用する「Ⅰ．使用前自主検査の方法 ５．風力発電所の各種試験</u>	<u>①接地抵抗測定</u>	<u>(2)接地抵抗測定</u>	<u>②絶縁抵抗測定</u>	<u>(3)絶縁抵抗測定</u>	<u>③絶縁耐力試験</u>	<u>(4)絶縁耐力試験</u>	<u>④保護装置試験</u>	<u>(5)保護装置試験</u>	<u>⑤遮断器関係試験</u>	<u>(6)遮断器関係試験</u>	<u>⑥総合インターロック試験</u>	<u>(7)総合インターロック試験</u>	<u>⑦制御電源喪失試験</u>	<u>(8)制御電源喪失試験</u>	<u>⑧負荷遮断試験</u>	<u>(9)負荷遮断試験</u>	<u>⑨遠隔監視制御試験</u>	<u>(10)遠隔監視制御試験</u>	<u>⑩負荷試験（出力試験）</u>	<u>(11)負荷試験（出力試験）</u>	（１０）[略] （１１）負荷試験（出力試験） (a) 検査方法 発電設備を可能な限り定格出力、定格電圧及び定格力率に保持して機器各部の温度上昇が飽和状態になるまで連続運転し、逆変換装置、変圧器等の異常な温度上昇、異常振動、異音等の有無及び高調波（電圧歪率）を測定機器（発電所の構外に施設する監視制御装置等を含む。）、警報の有無及び所内巡視等の方法により確認する。 連続運転中に巡視点検できない箇所については、連続運転終了後に実施する。 ただし、電技解釈第２０条に基づき温度上昇試験を実施したことを確認できた<u>もの</u>については、現地での負荷試験は省略できるものとする。 Ⅱ－１．使用前自己確認の方法 １．～３．[略] [新設]
<u>各種試験の種類</u>	<u>準用する「Ⅰ．使用前自主検査の方法 ５．風力発電所の各種試験</u>																						
<u>①接地抵抗測定</u>	<u>(2)接地抵抗測定</u>																						
<u>②絶縁抵抗測定</u>	<u>(3)絶縁抵抗測定</u>																						
<u>③絶縁耐力試験</u>	<u>(4)絶縁耐力試験</u>																						
<u>④保護装置試験</u>	<u>(5)保護装置試験</u>																						
<u>⑤遮断器関係試験</u>	<u>(6)遮断器関係試験</u>																						
<u>⑥総合インターロック試験</u>	<u>(7)総合インターロック試験</u>																						
<u>⑦制御電源喪失試験</u>	<u>(8)制御電源喪失試験</u>																						
<u>⑧負荷遮断試験</u>	<u>(9)負荷遮断試験</u>																						
<u>⑨遠隔監視制御試験</u>	<u>(10)遠隔監視制御試験</u>																						
<u>⑩負荷試験（出力試験）</u>	<u>(11)負荷試験（出力試験）</u>																						
<u>５．水力発電所、火力発電所、燃料電池発電所、太陽電池発電所、風力発電所以外の発電所</u> [略]	<u>４．水力発電所、火力発電所、燃料電池発電所、太陽電池発電所、風力発電所以外の発電所</u> [略]																						
附 則 [略] <u>１ この規程は、令和２年７月２９日から施行する。</u>	附 則 [略] [新設]																						
別添資料 使用前自己確認結果届出書の別紙に関する様式例について	別添資料 使用前自己確認結果届出書の別紙に関する様式例について																						

改 正										現 行（平成２９年３月３１日一部改正版）		
１～３　〔略〕 ４　風力発電所										１～３　〔略〕 〔新設〕		
番 号	確認項目		確認内容 （使用前 自己確認 方法の基 本案）	確認 状況	判定結果	現 地 試 験 結 果 に よ る 確 認 の 有 無 ①	記録による 確認		規 格 に 沿 つ て 確 認 を 行 つ た 場 合 の 規 格 番 号		確認者 ^②	確認 年月日
							工場 試験 結果 によ る 確 認 の 有 無	その 他記 録（図 面、 書類 等） によ る 確 認 の 有 無				
1	外観検査	確認方法	（略）	□済 □対象外	□合 □否	□有 □無	□有 □無	□有 □無	—	設計時において発電用風力設備の 技術基準に基づく、 以下の妥当性の確認の有無 ・風車及び支持物の強度計算（風力設備 全体高が15m 超に限る。） ・落雷からの風車の保護 ・風車を安全かつ自動的に停止させる ための措置 ・支持物の構造上主要な部分に 用いられる材料の品質（風力設備 全体高が15m 超に限る。） □有 □無	—	—
		判定基準	（略）									
2	接地抵抗 測定	確認方法	（略）	□済 □対象外	□合 □否	□有 □無	□有 □無	□有 □無	—	—	—	—
		判定基準	（略）									
3	絶縁抵抗 測定	確認方法	（略）			□有			—	—	—	—

改 正													現 行（平成２９年３月３１日一部改正版）	
		<u>判定基準</u>	<u>（略）</u>	<u>□済</u> <u>□対象外</u>	<u>□合</u> <u>□否</u>	<u>□</u> <u>無</u>	<u>□有</u> <u>□無</u>	<u>□有</u> <u>□無</u>						
<u>4</u>	<u>絶縁耐力試験</u>	<u>確認方法</u>	<u>（略）</u>	<u>□済</u>	<u>□合</u>	<u>□</u> <u>有</u>	<u>□有</u>	<u>□有</u>						
		<u>判定基準</u>	<u>（略）</u>	<u>□対象外</u>	<u>□否</u>	<u>□</u> <u>無</u>	<u>□無</u>	<u>□無</u>	—	—	—	—		
<u>5</u>	<u>保護装置試験</u>	<u>確認方法</u>	<u>（略）</u>	<u>□済</u>	<u>□合</u>	<u>□</u> <u>有</u>	<u>□有</u>	<u>□有</u>						
		<u>判定基準</u>	<u>（略）</u>	<u>□対象外</u>	<u>□否</u>	<u>□</u> <u>無</u>	<u>□無</u>	<u>□無</u>	—	—	—	—		
<u>6</u>	<u>遮断器関係試験</u>	<u>確認方法</u>	<u>（略）</u>	<u>□済</u>	<u>□合</u>	<u>□</u> <u>有</u>	<u>□有</u>	<u>□有</u>						
		<u>判定基準</u>	<u>（略）</u>	<u>□対象外</u>	<u>□否</u>	<u>□</u> <u>無</u>	<u>□無</u>	<u>□無</u>	—	—	—	—		
<u>7</u>	<u>総合インターロック試験</u>	<u>確認方法</u>	<u>（略）</u>	<u>□済</u>	<u>□合</u>	<u>□</u> <u>有</u>	<u>□有</u>	<u>□有</u>						
		<u>判定基準</u>	<u>（略）</u>	<u>□対象外</u>	<u>□否</u>	<u>□</u> <u>無</u>	<u>□無</u>	<u>□無</u>	—	—	—	—		
<u>8</u>	<u>制御電源喪失試験</u>	<u>確認方法</u>	<u>（略）</u>	<u>□済</u>	<u>□合</u>	<u>□</u> <u>有</u>	<u>□有</u>	<u>□有</u>						
		<u>判定基準</u>	<u>（略）</u>	<u>□対象外</u>	<u>□否</u>	<u>□</u> <u>無</u>	<u>□無</u>	<u>□無</u>	—	—	—	—		
<u>9</u>	<u>負荷遮断試験</u>	<u>確認方法</u>	<u>（略）</u>	<u>□済</u>	<u>□合</u>	<u>□</u> <u>有</u>	<u>□有</u>	<u>□有</u>						
		<u>判定基準</u>	<u>（略）</u>	<u>□対象外</u>	<u>□否</u>	<u>□</u> <u>無</u>	<u>□無</u>	<u>□無</u>	—	—	—	—		
<u>10</u>	<u>遠隔監視制御試験</u>	<u>確認方法</u>	<u>（略）</u>	<u>□済</u>	<u>□合</u>	<u>□</u> <u>有</u>	<u>□有</u>	<u>□有</u>						
		<u>判定基準</u>	<u>（略）</u>	<u>□対象外</u>	<u>□否</u>	<u>□</u> <u>無</u>	<u>□無</u>	<u>□無</u>	—	—	—	—		
<u>11</u>	<u>負荷試験（出力試験）</u>	<u>確認方法</u>	<u>（略）</u>	<u>□済</u>	<u>□合</u>	<u>□</u> <u>有</u>	<u>□有</u>	<u>□有</u>						
		<u>判定基準</u>	<u>（略）</u>	<u>□対象外</u>	<u>□否</u>	<u>□</u> <u>無</u>	<u>□無</u>	<u>□無</u>	—	—	—	—		
<u>(1) この欄は、現地試験が困難で工場作動試験結果等の記録による確認で代替する場合には「無」とすること。</u> <u>(2) この欄には、使用前自己確認を実施した者及び主任技術者の氏名を記載すること。</u>														
<u>5</u> 水力発電所、火力発電所、燃料電池発電所、太陽電池発電所、風力発電所以外の発電所													<u>4</u> 水力発電所、火力発電所、燃料電池発電所、太陽電池発電所、風力発電所以外の発電所	

改 正	現 行（平成 2 9 年 3 月 3 1 日一部改正版）
[略]	[略]